

# みよし 市議会だより

第25号

2010(平成22)年  
5月10日発行



最後の卒業式(閉校式3月20日 宇賀小学校)

## 平成22年3月定例会 終わる

こんなことが決まりました	2
議会基本条例の概要	5
予算審議	8
市政を問う 13人が一般質問に立つ	10
議会のうごき	18

# りました

第1回臨時会を2月22日(月)に開催し、議案2件を原案のとおり可決しました。また、3月定例会を3月9日(火)から3月24日(水)まで開催し、議案54件、意見書3件を原案のとおり可決、陳情1件を採択しました。

(▲は減額)

平成21年度 特別会計予算の補正		
会計名	補正額	総額
国民健康保険特別会計	▲1億1,596万8千円	63億1,741万1千円
診療所特別会計	1,990万8千円	2億8,902万7千円
老人保健特別会計	▲4,026万3千円	6,264万5千円
介護保険特別会計	債務負担行為	
後期高齢者医療特別会計	▲2,557万2千円	6億9,043万2千円
下水道事業特別会計	▲1,340万7千円	25億5,912万7千円
農業集落排水事業特別会計	▲783万5千円	9億953万4千円
簡易水道事業特別会計	▲2億79万円	8億5,316万9千円
病院事業会計	資本的収入	4億1,760万8千円
	資本的支出	▲1億1,000万円
水道事業会計	収益的収入	▲332万1千円
	収益的支出	265万4千円
	資本的収入	▲67万7千円
	資本的支出	—

## 平成21年度 一般会計予算の補正

補正額 1億9,608万円追加  
総額 428億6,320万7千円

### 主な補正内容

- 職員人件費(退職手当)  
1億8,171万2千円
- 大型観光看板整備工事  
1,170万円  
ほか

## 3月定例会

### 新設された条例

#### ■三良坂民俗資料館設置及び管理条例

全員一致

三良坂民俗資料館の新築に伴い、その設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、制定する。

#### ■こども発達支援センター設置及び管理条例

全員一致

こども発達支援センターの位置付けを明確化し、その設置及び管理に関し必要な事項を定め、適正かつ円滑な事業運営を図るため、制定する。

#### ■議会基本条例

全員一致

市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上及び市勢の伸展に寄与するため、制定する。

### 一部改正された条例等

#### ■職員の勤務条件等の改善のための関係条例の整備等に関する条例

全員一致

職員の勤務条件の改善等に伴い、「職員の給与に関する条例」、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」、「議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」及び「消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」の一部を改正

#### ■地域集会所設置及び管理条例

全員一致

志幸集会所、住吉集会所、唐香集会所、川毛集会所及び上山四区自治会館の5施設を普通財産に変更することに伴い改正する。

#### ■手数料徴収条例

全員一致

広島県屋外広告物条例の一部改正に伴い、条項ずれの修正のため改正する。

#### ■市営住宅整備等基金条例

全員一致

三次市営住宅整備等基金の見直しに伴い改正する。

#### ■体育施設設置及び管理条例

全員一致

宇賀小学校が甲奴小学校に統合されることなどに伴い改正する。

#### ■市営水泳プール設置及び管理条例

全員一致

布野水泳プールの位置を訂正することに伴い改正する。

#### ■診療所設置及び管理条例

全員一致

横谷診療所の診療業務の廃止に伴い改正する。

#### ■農村ふるさとセンター設置及び管理条例

全員一致

君田町木呂田生活改善センターを普通財産に変更することに伴い改正する。



# こんなことが決ま

## ■農林業集会所施設設置及び管理条例

全員一致

君田町西入君集落農事集会所、檀田林業文化センター、君田町老人肉用牛センター、君田町農村青年サークルセンター及び長田多目的研修施設の5施設を普通財産に変更することに伴い改正する。

## ■都市公園設置及び管理条例

全員一致

都市公園整備事業として取り組んできた「吉宮公園」及び「三次工業団地東公園」の整備完了に伴い改正する。

## ■過疎地域自立促進特別措置法に基づく市税(固定資産税)の課税免除に関する条例

全員一致

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が公布され、過疎地域自立促進特別措置法が6年間延長されることに伴い改正する。

## ■議会会議規則

全員一致

各種議会活動に関し、地方自治法に規定する協議等の場を明確にするため、改正する。

## その他の議案

### ■損害賠償の額を定めることについて

全員一致

平成21年10月9日に三次市三次町249番4地先路上で発生した、公用車による車両破損事故の損害賠償額を定める。

### ■指定管理者の指定の変更について

全員一致

「財団法人三次市開発公社」の法人格、業務内容等の変更に伴い、現在、財団法人三次市開発公社が指定管理者となっている三次市文化会館ほか13施設について、「株式会社暮らしサポートみよし」に指定管理者を変更する。

### ■指定管理者の指定について

全員一致

6月からの市立図書館及び分館7施設の指定管理者について、「株式会社暮らしサポートみよし」を指定する。

### ■財産の取得の変更について

全員一致

広島県が造成した、三次工業団地(Ⅲ期)について、工事完了後の確定測量及び土地価格の精算に伴い、公園用地として取得する土地の地番を変更し、土地の面積を5,223.76平方メートルに変更し、取得予定価格を49,294,804円に減額する。

### ■財産の取得の変更について

全員一致

広島県が造成した、三次工業団地(Ⅲ期)について、工事完了後の確定測量及び土地価格の精算に伴い、道路用地として取得する土地の地番を変更し、土地の面積を8,396.10平方メートルに、取得予定価格を85,017,272円に減額する。

### ■市道路線の認定について

全員一致

広島県が事業主体で施工した、一般国道

375号バイパス工事に伴い、作木町唐香地区及び同町門田地区における旧道を市道認定する。

### ■過疎地域自立促進計画の変更について

全員一致

平成16年12月に策定した過疎地域自立促進計画に「市道日の本線(改良舗装)」及び「市道松ヶ瀬中塚線(改良舗装)」を加える。

### ■人権擁護委員の候補者の推薦について

全員一致

・小田昌典(作木町)  
・山根 勇(作木町)  
(任期は平成22年7月1日から3年間)

### ■固定資産評価審査委員の選任の同意を求めることについて

全員一致

・升原行章(十日市南)  
・甲谷伸樹(甲奴町)  
・池田峰子(君田町)  
(任期は平成22年4月30日から3年間)

### ■公平委員会委員の選任の同意を求めることについて

全員一致

・桑名陽子(作木町)  
(任期は平成22年4月30日から4年間)

### ■教育委員会委員の任命の同意を求めることについて

全員一致

・小根森直子(十日市南)  
(任期は平成22年5月14日から4年間)

### ■公益通報審査委員の委嘱の同意を求めることについて

全員一致

・高野隆行(十日市西)  
 ・大井陸子(十日市中)  
 (任期は平成22年4月30日から2年間)

## 意見書

■最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書 全員一致

中小企業・業者をめぐる経営環境は一向に好転せず、急激な円高の進行とデフレにより2番底が懸念される事態となっている。企業経営も労働者の暮らしも、深刻な事態に直面し、景気回復には内需主導型経済への転換が重要である。鳩山政権は予算を大幅に組み替え、緊急雇用対策や中小企業対策を打ち出しているが、施策の早急な実施が求められている。

最低賃金の引上げは、貧困対策のみならず、景気刺激策としても有効であり、中小零細企業に対する支援策を並行して進めることにより実現しなければならぬ。

よって、最低賃金を大幅に引き上げ、働く貧困層をなくし、早急に日本経済を景気回復への道へと導くため、最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を関係省庁等に求める。

■保育所・児童入所施設的环境改善を求める意見書 全員一致

少子高齢社会を迎え、次世代育成支援は国の喫緊の課題となっており、地方自治体にとっても、最優先課題の一つとなっている。子どもの福祉の向上に必要な保育所・児童入所施設の在り方については、財政状

況が厳しい地方自治体へ配慮し、地域の保育機能の崩壊を招くことのないよう検討されなければならない。保育は、子どもに良好な育成環境を保障し次世代の担い手を育成する公的資格を有するものである。よって、保育所・児童入所施設の設置及び運営については、必要な財源を確保し、最低基準の改善に向けて十分に配慮するよう関係省庁等に求める。

■介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書 全員一致

介護保険制度がスタートしてから10年を迎え、介護現場では深刻な問題が山積し、特に特別養護老人ホームの入所待機者は24万人にも上り、在宅介護における家族の心身の負担など深刻な状況である。介護保険制度にかかわる方々から、必要なサービス及び介護施設の確保、経済的負担の軽減、介護報酬や処遇の改善などを要望する切実な声が多く上がっている。今後さらに進展する超高齢化社会を見据え、「安心して老後を暮らせる社会」の実現をめざすには、介護施設の大幅な拡充や在宅介護の支援強化、利用者負担の抑制、公費負担割合の引上げなど、必要な見直しが行われており、介護保険制度の抜本的な基盤整備に取り組むよう関係省庁等に求める。

## 陳情(採択したもの)

■県道若屋秋町線の改良整備について

全員一致

三次市粟屋町若屋常会

常会長 二宮 道夫

### 3月定例会 審議結果(全員一致以外のもの)

区分	結果	木村	沖原	菅	伊達(亮)	黒瀬	篠原	平岡	竹原	向井殿	大森	助木	林	國岡	伊達(英)	池田	久保井	近藤	岡田	小田	福岡	亀井	須山	保実	穴戸	新家	杉原
議案第8号 平成22年度三次市 後期高齢者医療 特別会計予算	可決	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○

○…賛成 ×…反対

## 第1回臨時会

### 一般会計予算の補正

補正額 6億8,683万3千円追加  
 総額 426億6,712万7千円

#### 主な補正内容

- 地域活性化・きめ細かな事業 6億2,500万円
- 市道・県道維持管理経費 5,170万円
- 子ども手当電算システム整備事業 600万円  
ほか

### 病院事業会計の補正

#### 資本的収入

一般会計補助金 4,000万円追加  
 総額 6億800万円

#### 資本的支出

地域活性化・きめ細かな事業  
 4,000万円追加  
 総額 12億3,727万8千円

# 議会基本条例を 制定しました

三次市議会では、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則を明らかにし、市民及び市長等との関係並びに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上及び市勢の伸展に寄与することを目的として、全議員の総意により、県下で初となる議会基本条例を制定しました。

## 1 基本条例提案に至る経緯

平成12年4月の、地方分権一括法の施行に始まり、地域主権がさげられる今日、地方議会の果たす役割は大きく広がり、その責任も益々重くなりました。

このため、全国的にも議会の活性化にむけた議会改革の取組が各地方議会において行われるようになりました。

三次市議会においても、議長の諮問により、議員自らが、情報公開・市民参加・政策立案を柱とする「議会改革プラン」を策定し、平成17年6月からは、県下、他の市議会に先駆け、一般質問の「対面型一問一答方式」の導入やケーブルテレビによる本会議中継の実施、また、平成19年度からは、県下初の議会報告会の開催など、精力的に議会改革に取り組んでまいりました。

議会基本条例制定への取組は、平成18年から開始しており、その後、全国で最初に条例を制定した、北海道栗山町をはじめとする先進事例の調査や、平成19年からの議会報告会においては、基本条例に関して、市民の方々からいろいろご意見やご要望をお聞きしました。これらを基に、議会運営委員会において制定へ向けての作業を行ってきました。

制定作業の段階においては、多くの解決すべき課題がありました。議会のあり方につき、議員間で真剣に議論をた

かわせ、共通の基盤を整えるために、一つの結論を導きえたことは、全議員による努力の賜物であり、これらの経験は、今後、議会の求められる役割と責任を果たすための大きな力となるものと考えます。

## 2 条例の主旨

議会・議員の活動原則においては、議会は、市民に信頼される議会をめざすこと、議員は、市民の思いを的確に把握し、市民全体の福祉の向上をめざすことなどを明記しました。

市民との関係においては、情報公開の徹底と市民への説明責任を果たすことを目的とし、広報の充実や議会報告会の実施を明記しました。

市長等との関係においては、立場及び権能の違いを踏まえた緊張ある関係の構築と、監視機能と政策提言による市政の発展に寄与することを明記しました。

議会の機能強化においては、活性化に向けた更なる議会改革の推進や、議員の立案能力の向上を明記し、委員会活動においては、所管する事務調査と議案等の審査の充実と活性化を明記しております。

これらの事項のほとんどは、これまでの議会改革の取組の中で一定の実施や調査・研究をしてきたものですが、今回条

例として制定することにより、更に前進させようとするものです。

## 3 方向性

現在、国内情勢は大きな変動の時期を迎えております。その中で、地方自治体がある存在を確かなものとし、地域における、市民の福祉の向上と、市政の発展に寄与するためには、市長とともに、市民の直接選挙により選ばれた、二元代表制の一翼を担う議会のその役割と責務が増大してきています。そのために議員全員、全力を尽くす覚悟ですが、その責任を果たすためには、より一層市民に開かれた議会となり、民意を的確に反映させるべきと考えます。また、行政監視能力や政策立案能力を高め、市長との良い意味での緊張関係を保持することも重要です。常に目的が達成されるよう不断の努力をなし、時勢に即応した基本方針の見直しも必要です。

これらの結果として、市民に信頼され、市民の負託に全力で応えられる議会を築き上げてまいります。

この基本条例の制定は、あくまで出発点です。これまでの議会改革の努力の上に、全議員のこれからの努力を積み重ね、実効ある条例とし、市民の負託に応えることに全力を傾注いたします。

## 三次市議会基本条例

### 目次

前文	
第1章 総則(第1条・第2条)	
第2章 議会・議員の活動原則	(第3条・第4条)
第3章 市民との関係(第5条～第7条)	
第4章 市長等との関係(第8条～第10条)	
第5章 議会の機能強化(第11条～第17条)	
第6章 委員会の活動(第18条)	
第7章 議員の政治倫理(第19条)	
第8章 見直し手続(第20条)	
附則	

平成12年4月のいわゆる地方分権一括法の施行により、地方公共団体(以下「自治体」という)は、自らの責任において、その組織及び運営に関する様々な決定を行うこととなり、国と自治体の関係も、従来の上下・主従の関係から、対等・協力の関係へと変化した。

また、住民が自治体の長及び地方議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、三次市民(以下「市民」という)の代表として選ばれている議員と市長は、それぞれが市民の負託にこたえる責務を負っている。

このため、三次市議会(以下「議会」という)は、三次市の最高規範である三次市まち・ゆめ基本条例における総則及び市議会の役割と責務に基づき、真の地方自治の実現に向け、市長その他の執行機関(以下「市長等」という)とは緊張ある



関係を保ち、独立・対等の立場において、政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものである。

今日まで、議会は、分権時代を先導する地方議会をめざして、議会改革に積極的に取り組み、市長等への監視機能の強化や政策立案機能の充実等の議論を行い、議会改革推進のために、真摯に努力を重ねてきた。

ここで、議会は、これまでの歩みから、日本国憲法及び地方自治法の範囲内において、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定めるとともに、議会と市長等及び市民との関係を明らかにし、市民の負託に全力でこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確にこたえ、もって市民福祉の向上及び市勢の伸展に寄与することを目的とする。

【解説】議会に関わる活動原則、基本理念等を明確にし、地方自治の本旨にのっとり市民とともに進む議会をめざすことを規定。

(最高規範性)

第2条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合においてはこの条例の趣旨が反映されなければならない。

2 議会は、この条例の理念を共有するため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行うものとする。

【解説】  
1. この条例は、三次市議会における最高規範であることを規定。  
2. 議員がこの条例の理念を認識するための研修を義務付けた規定。

## 第2章 議会・議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき議会活動を行うものとする。

1. 議会は、議会活動の公正性及び透明性を確保することにより、市民に信頼される議会をめざすこと。
2. 議会は、市民の多様な意見を政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会拡充に努めること。
3. 議会は、市長等の事務執行の監視及び評価並びに議会の政策提言を行う機能が十分に発揮できるよう努めること。

【解説】

1. 議会と市民との関係において、常に信頼される議会の構築をめざすことを規定。
2. 議会が市民の代表機関であることを自覚し、市民との強い連携と政策に民意を反映させることを規定。
3. 議会は議決機関としての自覚を持ち、執行機関のチェック等の活動及び政策提言を行うことを規定。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき議員活動を行うものとする。

1. 議員は、選挙によって選ばれた市民の代表であることを自覚し、市政の課題全般について市民の思いを的確に把握し、市民全体の福祉の向上をめざすこと。
2. 議員は、議会が言論の場であること、及び合議制機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重

んじること。  
3. 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めること。  
4. 議員は、地方自治の本旨にのっとり、政策、条例、意見書等の議案を提出する努力をすること。  
5. 議員は、市政の課題に関する論点を市民に明らかにするため、一般質問を一回一答方式により行うこと。

【解説】  
1. 議員は、市民全体の福祉の向上をめざし、活動することを規定。  
2. 言論は議会制度の重要な要素であることを自覚し、議員間の自由討議を進めることを規定。  
3. 議員として、常に資質の向上に努めることを規定。  
4. 住民の多様な意見をもとに、政策提案型議案をめざすことを規定。  
5. 一般質問を一回一答方式により実施することについて規定。

## 第3章 市民との関係

(市民との関係の基本原則)

第5条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

1. 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)を原則公開する。
2. 議会は、委員会の運営に当たり、参事考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
3. 議会は、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るために、議員と市民等との意見交換の場を設けることができる。
4. 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その

【解説】

1. 議会の果たすべき責任として、情報公開の徹底と市民に対する説明責任の実行を規定。
2. 本会議のほか、常任委員会を初め各委員会の原則公開を規定。
3. 地方自治法に基づく参考人や公聴会の制度を活用し、市民の意見や識見を十分に聞いて議会の討議に反映させ、政策水準の向上をめざすことを規定。
4. 多様な市民の意見を聞くために、各種団体を含め意見交換の場を設け、議会への住民参加を進めながら政策提案の拡大を図ることを規定。
5. 市民からの請願及び陳情について、分権社会にふさわしい政策提案と位置付け、提案者の意見を聴く機会を設けることを可能とする規定。

(議会広報の充実)

第6条 議会は、議会独自の視点から、議会だより、ケーブルテレビ、ホームページ等多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう市政に係る情報の広報に努めるものとする。

【解説】議会と市政に対する市民の関心を高めるための広報活動に努めることを規定。

(議会報告会等)

第7条 議会は、議員と市民が議会運営や市政全般にわたっての情報及び意見を交換する議会報告会等を行うものとする。  
【解説】議会の説明責任を果たす方法の一つとして、議会報告会の実施について明文化した規定。

## 第4章 市長等との関係

(市長等との関係の基本原則)

第8条 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及

び市長等への政策提言を通じて、市政の発展に取り組みなければならない。  
【解説】議会は行政との緊張関係の保持に努め、政策立案、政策提言を通じて、市政の発展に取り組みむことを規定。

(市長等による政策等の形成過程の説明)  
第9条 議会は、市長等が提案する政策、施策、計画、事業等(以下「政策等」という。)について、政策等の水準を高めるため、市長等に対して、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 必要とする背景
  - (2) 提案に至るまでの経緯
  - (3) 総合計画における根拠又は位置付け
  - (4) 関係する法令及び条例等
  - (5) 財源措置
  - (6) 将来負担すべき経費
- 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点並びに争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

【解説】  
1. 行政が、重要な政策を提案する場合に6つの事項について示すことを求めた規定で、政策等の発生源や将来にわたるコスト計算まで求めることで、政策等の公正・透明性の確保と信頼性が高まる。  
2. 議会審議での論点、争点を明確にするとともに、執行後の評価に役立つ審議に努めることとした規定。

(予算及び決算の審議における政策説明)  
第10条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。

【解説】予算、決算の審議においても前条と同じく、議員の審議が深まるよう、わかりやすい説明を求めることとした規定。

## 第5章 議会の機能強化

### (会派)

第11条 議員は、議会活動の円滑化及び効率化を図るため、理念を共有する者で構成される会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策決定及び政策提言に関し、会派間等で調整を行い合意形成に努めるものとする。

### 【解説】

1. 他に会派の規定がされておらず、位置付けを明確にするため規定。
2. 会派間の合意形成に努めることを規定。

### (政務調査費)

第12条 会派及び議員は、調査研究に資するため、政務調査費の交付を受けたときは、証拠書類を公開すること等により、その使途の透明性を確保するものとする。

2 政務調査費に関しては、三次市議会政務調査費の交付に関する条例(平成16年三次市条例第268号)の定めるところによる。

### 【解説】

1. 政務調査費に関する公正性、透明性を確保するための規定。
2. 政務調査費に関する詳細は条例に規定。

### (議会改革の推進)

第13条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進のための会議等を設置することができる。

【解説】現在、議会運営委員会において進められている議会改革の推進母体につき、会議等の設置を可能とすることを規定。

### (専門的事項に関する調査)

第14条 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査に当たり、学識経験を

有する者等を積極的に活用するものとする。

【解説】地方自治法第100条の2に規定する専門的事項に係る調査について、学識経験を有する者等を積極的に活用することとした規定。

### (議員研修の充実強化)

第15条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

【解説】議員の政策形成等の向上のため、議員研修を強化することを規定。

### (議会図書室)

第16条 議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室の充実に努め、その有効活用を図るものとする。

【解説】図書室が十分に活用されるよう、議会図書室を充実することを規定。

### (議会事務局の体制整備)

第17条 議会は、議会及び議員の政策形成並びに政策立案機能の支援体制を強化するため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。

2 議会は、専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて議会事務局職員として採用する等議会事務局体制の充実を図ることができる。

### 【解説】

1. 議会事務局職員の調査・法務能力を高め、政策提案型議会に向けた事務局体制の整備について規定。
2. 議会における職員任用を可能とするための規定。

## 第6章 委員会の活動

### (委員会の役割と運営)

第18条 委員会は、その所管に属する事務調査、議案、請願等の審査の充実及び活性化を図り、その機能を十分発揮しなければならない。

2 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査の積極的な活用により、政策の立案、政策の提言その他の能動的な活動をするよう努めるものとする。

3 委員会は、委員相互間の自由かつたつな討議を中心として弾力的な運営に努めるものとする。

4 特別委員会は、特に重要な市政の課題等に対応するため設置するものとする。

### 【解説】

1. 審査の充実と活性化による、委員会機能の発揮を規定。
2. 所管事務調査の積極的な活用による能動的活動を規定。
3. 委員会審査における委員相互の活発で自由な討論を規定。
4. 特別委員会の設置の考え方について規定。

## 第7章 議員の政治倫理

### (政治倫理)

第19条 議員は、市民全体の代表者として市政に携わる責務を深く自覚し、良心と責任感をもって、常に品位を保持するよう倫理の尊重に努めなければならない。

【解説】議員としての倫理観と基本的姿勢を規定。

## 第8章 見直し手続

### (見直し手続)

第20条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【解説】この条例の改善に常に心がけ、必要に応じて改正することとする規定。

## 附則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

ホームページでもご覧いただけます。



# 平成22年度予算を可決

一般会計 **371億7,000万円**  
(前年度当初より2.8%減)

市民1人あたりでは…**約63万8千円** ※平成22年4月1日現在の人口(58,226人)で算定

## 収入

区分	構成比	市民1人あたり(約)
自主財源 (市税・使用料等)	22.4%	142,000円
依存財源 (地方交付税・市債等)	77.6%	496,000円

### 【主な内容】

- ・地域振興やまちづくりには 9億2,039万7千円
- ・高齢者福祉には 18億6,798万7千円
- ・子育て支援には 34億6,629万9千円
- ・農業の振興には 6億1,382万2千円
- ・商工業の振興には 3億7,822万7千円
- ・道路橋梁の新設改良には 18億6,342万円
- ・教育の振興には 8億1,419万1千円

## 支出

区分	構成比	市民1人あたり(約)
総務費	13.4%	85,000円
民生費	24.6%	157,000円
土木費	14.6%	93,000円
農林水産業費	5.5%	35,000円
教育費	5.2%	33,000円
衛生費	8.5%	54,000円
消防費	3.6%	23,000円
公債費	20.9%	134,000円
その他	3.7%	24,000円

### 特別会計予算 総額 181億2,250万7千円

国民健康保険	62億7,234万9千円	介護保険	62億6,136万5千円	下水道事業	25億4,437万1千円
診療所	2億5,626万4千円	後期高齢者医療	8億1,240万3千円	農業集落排水事業	9億5,713万2千円
老人保健	309万1千円	土地取得	360万円	簡易水道事業	10億1,193万2千円

### 公営企業会計予算 総額 137億6,165万1千円 (収支を比較し大きい数値の合計)

病院事業	収益的収入	78億8,957万9千円	資本的収入	5億8,590万1千円
	収益的支出	78億8,076万9千円	資本的支出	38億2,864万7千円
水道事業	収益的収入	9億6,091万円	資本的収入	7億6,776万7千円
	収益的支出	9億2,738万円	資本的支出	10億8,251万5千円

## 予算審議

平成22年3月定例会で提案された「平成21年度一般会計補正予算(案)」及び「平成22年度一般会計予算(案)」は、3月9日(23日)までの間、7日間にわたり、予算特別委員会及び各分科会において慎重に審査し、24日の本会議において原案通り可決した。

### 予算特別委員長報告

- 1 特に新年度予算審査においては、各事業に關し十分な資料提出など積極的な情報提供と説明を行われたい。
- 2 三次市文化会館の改修に当たっては、次の点について要望する。
  - (1) 検討委員会の答申内容が予算編成の内容と異なる場合は予算を執行しないこと。
  - (2) 改修期間中の代替の利用方法についても、市民の利便性について考慮し、その確保に努めること。
  - (3) 幹線道路とのアクセスや歩道の整備等、総合的な対策も早期に検討すること。
  - (4) 建設場所、改修方法を含め、総合的な経済性を十分検討のうえ、事業に着手すること。
- 3 職員の採用においては、単に定員管理計画によるのではなく、業務実態に即した採用体制をとるとともに、臨時職員のある方について長期的な指針の策定による改善に努められたい。
- 4 生活交通対策については、地域交通
  - 5 総合連携計画の実効ある実施により、地域の実情に即した生活移動手段の確保に向け、更に努力されたい。
  - 6 地域おこし協力隊事業については、各地域における長期的な展望のもとに、目的意識とその位置付けを明確にして実施されたい。
  - 7 健康推進計画の着実な実施に取り組み、市民の健康増進に努められたい。
  - 8 斎場建設に当たっては、広く市民の理解のもと、早期に事業実施されたい。
  - 9 有価物の収集・処理に当たっては、業者選定及び事務処理が適正に行われるようそのシステム構築を図られたい。
  - 10 奥田元宋・小由女美術館運営補助金については、事業精査のうえ決定されたい。
  - 11 環境対策については、最重点の施策とし、実効性が上がるよう取り組まれたい。
  - 12 新野球場の運営においては、市民の多くが使用できるよう取り組まれたい。
  - 13 観光ビジョンについては、中国横断自動車道尾道松江線の開通を見据え、三次市観光協会等関係機関と連携して、これまでの施策を再検討し、より効果的なものとされたい。また、早期に策定し、実行に移られたい。
  - 14 三次駅周辺整備事業、みらさか土地区画整理事業等市の重要な事業については、地元等との協議を早急に整え、早期の事業完了に向け、鋭意努力されたい。



# 委員会審査

## 総務常任委員会

3月定例会において、本委員会に審査付託された議案7件について、次の意見を付け全員一致で可決した。

- 1 指定管理者選定委員会の委員の選任は、外部からの疑惑の払拭と公平性の確保の観点から早急に見直しを行われたい。

## 教育民生常任委員会

3月定例会において、本委員会に審査付託された議案18件について、次の意見を付け全員一致で可決した。

- 1 市民の予防医療や健康増進、多受診の抑制、ジェネリック薬品の促進などに取り組み、医療費の抑制に努められたい。
- 2 診療所の運営に当たっては、地域医療の充実に努め、市民の安心・安全を確保するため、より一層の情報収集や実態把握に努められたい。
- 3 後期高齢者医療制度について、近い将来改革が予定されているが、情報収集を的確に行い対処されたい。
- 4 子ども発達支援センターの体制整備において、経験豊富な人材確保のため、正規職員の採用や施設の整備充実に努められたい。
- 5 図書館の指定管理に当たっては、現在行われている新聞記事等の資料収集を引き続き実施され、市民サービスの低下が起らないよう図書館協議会などを設置し、運営についての検証を行われたい。

## 産業建設常任委員会

3月定例会において、本委員会に審査付託された議案15件について、次の意見を付け全員一致で可決した。

- 1 上水道・簡易水道事業については、未普及地域の解消を図るとともに、安全で安心できる水を供給するため、水源の確保と水質の向上に努められたい。
- 2 本委員会審査において出された要望等については、これを真摯に受け止め、最善の対策を講じられたい。

陳情の県道若屋秋町線の改良整備については、審査の結果、願意妥当と認め、全員一致をもって採択してよいものと決した。

# 市政を問う

平成22年3月定例会 一般質問

3月定例会では、13名が市政をただしました。質問と答弁の一部を発言順に紹介します。詳細については、会議録を製本の後、議会事務局、各支所、三次市立図書館及び分館に常設します。また、三次市役所ホームページ(アドレスは下記のとおり)でも閲覧いただけますのでご覧ください。

HP アドレス

<http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp>

→市議会のページ→市議会議事録

篠原 多恵子



清友会

**質問 1**  
集落型農業生産法人(通称  
集落法人)化を推進するね  
らいは

広島県内農業法人数は174法人、本市は県内3位の23法人を設立。全国トップクラスの背景には、県内農業の構造的なものへの危機感等がうかがえる。具体化には地域全員の生きがいの場をつくり、その上に収益性・継続性を高めることにあると考えるが、所見を伺う。

**答弁 1**  
効率的で、持続可能な農業  
経営の確立を図る

村井市長

県内の農業・農村においては、過疎



法人化に向けた話し合い

化、農業従事者の減少など深刻な状況に直面している。このような現状を開き、効率的で持続可能な農業経営の確立を図るためには、小規模で零細な稲作主体の個別経営体が大半を占める現在の生産構造から転換し、思い切った構造改革が求められ、そのひとつの方法として、集落法人化が推進されている。

久保田産業部長

集落法人の継続的かつ発展的な経営のために、人材という地域資源を最大限に活用した運営が図られるよう、経営に対する支援、アドバイスをを行う。

**質問 2**  
集落法人の運営に  
女性の参画を

本市の23集落法人のうち女性理事を有するのは6法人。全国では女性組合長の例もある。多くの女性が農産加工を担っているこの部門等からも運営に参画できる方途をさぐり、営農組織Ⅱ男性といった視点から脱することが重要では。

**答弁 2**  
集落へ助言する  
久保田産業部長

今後は、年齢、性別を問わず、集落の人材を活用する視点に立って、法人設立の話し合いの段階から女性に参画を促し、法人経営に女性の視点が加わるよう、集落に助言する。





清友会

質問1 市道再編のスピードアップを

いくら必要な事業、よい事業でも、スピード感がないと市民の皆さんには満足をしていただけない。市民に対する説明責任が果たされていないのではないか。その典型が市道の見直しであり、少し時間がかかり過ぎではないか。

答弁1 地元説明会を開催する 藤井建設部長

現在の市道は、旧市町村道をそのまま引き継いでいるため、異なった基準により認定された市道が混在している状態である。市道再編成に当たっては、統一的な認定基準を定める必要があり、市道再編成基本方針案の作成に時間を要した。

今後、市内19地域において地元説明会を開催し、一日も早く議会提案できるように努力する。

質問2 人口減少への対応は

人口減少は将来の財政運営にかかわる問題であり、本市でも人口減に対し、あらゆる施策を講じている。

しかし、それぞれの施策をばらばらに行うのではなく、市長、副市長が全体を眺め、各部署間の調整を図り、人口減を回避しなければならないと思うかどうか。

答弁2 横断的なプロジェクトチームを編成する 増田副市長

新年度においては、人口をいかに守っていくかということを含め、地域戦略プランの策定を予定している。その策定に当たっては、各部署間を超えた横のプロジェクトチーム的なものを編成し、対応するよう考えている。



清友会

質問1 農政の新事業の推進は

戸別所得補償制度のモデル事業は、新政権の農政の柱となるものと言われているが、担い手不足で農業法人等の設立が進んでいる本市にとって、起死回生の策となるのか。市として不安材料はないのか。

答弁1 農業政策の充実に取り組む 村井市長

戸別所得補償モデル対策は、「水田



田園風景

利活用自給力向上事業」と「米戸別所得補償モデル事業」の2つの事業から成り立っている。水田利活用自給力向上事業では、生産調整の達成を交付要件としないために、これまで守られてきた生産調整が緩む不安がある。

市としては、戸別所得補償制度の確実な展開を進める意味からも、生産調整の確実な達成に向け、JA等とともに連携をして、農業政策の充実に取り組む。

質問2 防犯灯の管球等の無料取替え廃止への対応は

防犯灯や街路灯は、多様な犯罪や交通事故の防止に重要な役割を果たしているが、中国電力が平成23年3月末をもって、防犯灯の管球の無料取替えを廃止する方針を表明した。市としてどう対応するのか。

答弁2 今後の対応を検討する 高岡総務部長

管球の無料取替え廃止は、維持管理費の負担増につながることから、地域の防犯、交通安全の面で少なからず影響してくるものと考えます。

市としては、住民自治組織等から地域の実態を聞かせていただくとともに、県内他市の対応状況なども調査していく中で、今後の対応を検討する。

## 新家良和



新 和 会

### 質問 1 三次市文化会館は 移転新築を

改修しても耐用年数が過ぎれば建て替えが必要となる。尾道松江線の供用開始により、三次市は高速道の結節点となる。シンボリックな芸術・文化施設の移転新築は「人が集まる」「人を集める」という観点から、三次市の活性化の原点として極めて重要な投資と思うがどうか。

### 答弁 1 改修検討委員会で一定の結論、方向性を 出していただく。検討に当たっては、

村井市長

文化会館の改修については、三次市文化会館改修検討委員会で建て替えも含めた改修の手法等について検討いただき、今年度中に一定の結論、方向性を出していただく。検討に当たっては、駐車場の問題等いろいろな条件を勘案しながら、審査いただいているが、基本的にはまだその場所については確定をしていない。条件が整うのであれば、現在地あるいはこの市街地の中での改築あるいはリフォームというものがベストであろうと考えている。

### 質問 2 図書館を業務委託から指定 管理とする理由は

図書館の運営について、現行の業務委託を指定管理とする経緯と理由は。また、図書館法からみて、株式会社における指定管理はなじまないと思うが。

### 答弁 2 新会社が指定管理に適している

田邊教育次長

現在業務委託している開発公社の職員は、1年契約の雇用であり、新会社に身分移管することにより、安定雇用が図られる。図書館業務の中では、利用者の多種多様な要望に応えるサービスがあり、専門的知識や経験を有している公社職員を引き継ぐ新会社が指定管理に適していると考ええる。

なお、文部科学省は、現行の図書館法でも公立図書館を民間業者に委ねることは可能であるとの見解を示している。



図書館

## 助木達夫



新 和 会

### 質問 1 新斎場建設に係る当初予算 計上は慎重にすべきでは

平成22年度当初予算に建築費6億円計上されることは住民感情から言っても、もう少し慎重にすべきと考える。建設検討委員会、地元建設協議会の皆さんの検討をしっかりと反映させるためにも、6月定例会又は臨時会を開いても予算を計上しても良いのではないか。

### 答弁 1 重要施策であり当初予算に 計上は必要である

湧田総合窓口センター部長

新斎場建設事業は、平成22年度の重要施策であり、予算規模も大きく、施策推進のため当初予算に計上させていただくことが大切であると考えます。

今後は、新三次市斎場建設検討委員会や新三次市斎場建設協議会で出される検討結果を踏まえて、基本設計、実施設計を策定し、速やかに予算執行をしていく。

### 質問 2 三良坂簡易水道仁賀浄水場 の水質対応は

簡易水道であり、安心してエコキユートを設置されたが、硬度の数値が高く水が湯になるとき、白いスケールを析出するため熱交換器の管内に詰まりを起こすのが故障の原因である。多額の費用をかけ設置し、更に修理費がかかる。市としてどう説明するのか。

### 答弁 2 ホームページ等で情報提供 する

上岡水道局長

昨年の9月議会以降、新規にエコキユートを設置される方については、仁賀、田利、皆瀬地区等の水道水は硬度が高いので、高硬度対応型を使用していただくよう説明している。

既にエコキユートを設置されている方については、高硬度対応型のエコキユートの更新、あるいは現在のエコキユートの前に軟水器を設置するなど対応策について、今後ホームページ等で周知を図っていく。



仁賀浄水場



向井殿 逸 司



新 和 会

**質問 1**  
保育所の民営化を  
どう推進するのか

東光保育所が民間委託されて2年が経過するが、運営状況を市はどのように捉えているか。また、十日市、愛光保育所についても早期に説明会を再開して民営化を推進すべきと考えるが見解を伺う。

**答弁 1**  
民間委託を検証し、  
今後の方向性を打ち出す

横光子育て支援部長

昨年末に実施した保護者へのアンケート調査では、「委託してよかった」と回答した人が32.3%、「変わらない」と回答した人が48.5%という結果である。民間委託後、新たな教育



十日市保育所

プログラムの導入や、危機管理委員会の立ち上げによる危機管理への対応強化が図られている。

村井市長

行財政改革推進計画、後期計画においては、保育所運営の平成22年度までの取組として「東光保育所の民間委託とその検証をする中で将来の方向性を打ち出す」と位置付けており、箇所付けについては、平成22年度以降の具体的な取組の中で検討していく。

**質問 2**  
予算の計画的かつ  
迅速な執行を

平成21年度予算から斎場建設予算5億5千万円、経済危機対策事業6億円などが平成22年度へ繰り越された。平成22年度予算の編成と発表、3月定例会招集も他市に比べて遅い。文化会館検討委員会や斎場建設の地元協議会の立ち上げの遅れ等々、予算と事務の執行の遅滞・先送りが目立つ。計画的かつ迅速な執行を強く求める。

**答弁 2**  
早期に計画をし、着手する

堂本財務部長

会計年度独立の原則として、年度内の執行を前提に予算化しているもので、市全体の総力を挙げて、年度内に予算が執行できるよう努めている。早めに計画をして、早めに事業着手するということ、迅速かつ計画的な予算執行につながるものと考えている。

菅 三 司



新 和 会

**質問 1**  
地上デジタル放送に向けた  
対応は

受信方法は、CATV受信と中継局からの個別受信があるが、CATVの加入率は市全体で60%余り、未加入が8,000世帯である。特に中継局の



三次ケーブルビジョン

無い北部3町はCATVの加入率は95%前後となり、残り少数世帯ではあるが個別受信を望む声もある。また、中継局から個別受信世帯への電波調査等の対応、CATV加入促進等、平成23年7月24日の地上デジタルテレビ放送に、市全体の視聴がトラブル無く移行できるよう行政のしっかりした対応が必要と思うが、支援体制を伺う。

**答弁 1**  
ケーブルテレビが最も有効  
な手段と考えている

村井市長

本市としては、来年7月のアナログ放送終了時にテレビが見られないということがないように、市政懇談会でのチラシ配布や広報紙でのお知らせなどを行っている。今後は、これまで以上の広報活動や関係機関との連携に取り組んでいく。

広大な面積を有する本市全域で地上デジタル放送を視聴するためには、現在整備しているケーブルテレビが最も有効な手段と考えているので、市民の皆様にご理解をいただきながら、円滑な地上デジタル放送への移行を今後もお願したいと考えている。

# 大森 俊和



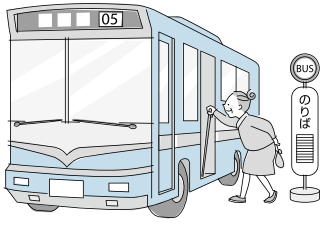
市民クラブ

## 質問 1 高齢者の生活と安全を守る 交通体系を

今、三次市は高齢化が進み、買物や病院、また、生活のための用で市内中心部に出て行くのに公共交通手段が無く大変困っている。市が現在取り組もうとしている三次市地域交通総合計画について具体的に伺いたい。

## 答弁 1 地域公共交通総合連携計画 による交通体系の整備を 実施 中原地域振興部長

公共交通の整備に向けては、今年度三次市地域公共交通総合連携計画を策定し、今後の本市の公共交通について概要をまとめ、個別の項目に従って進めていこうとしている。課題としては、高齢化社会の到来を踏まえた交通手段の維持存続という問題、利用率の向上へ向けた手法あるいは市民の実際の行動実態に見合った形での今後の公共交通の確保といったものを柱



に、この連携計画を取りまとめていく予定である。  
市民の皆様の利用率が上がるように、各自治連合組織等とも協議しながら進めていこうと考えている。

## 質問 2 小規模校の統廃合は

現在適正化委員会の中で議論されている小規模校の統廃合については、対象となつている地元地域の保護者の理解を得て進めるべきと思つてどうか。また、その議論の中で小規模校が悪いことのように言われているが、それは地域や子どもの責任ではない。何か議論がおかしいのでは。

## 答弁 2 総合的に検討する 田邊教育次長

三次市学校規模適正化検討委員会で、小規模の状態が一定のラインに達したときは、保護者や地域住民に問題点を情報提供し、統廃合も含めた改善策についての議論を始めるスタートラインとし、行政、保護者、地域住民がお互いの意見を尊重して、共通の理解を深めながら結論を出していくことが必要であるとの方向で議論されている。また、何をもちって適正かということについては、保護者、地域住民、教育関係者それぞれが望ましいとする適正の観点や考え方があり、総合的に検討しなければならぬと考える。

# 竹原 孝剛



市民クラブ

## 質問 1 新年度予算の最重要施策は 何か。また、補助金一括交 付金化に伴う影響と今後の 対応策は

村井市政4年の折り返し、前期2年の成果と反省に基づいて、後期2年の方向を明らかにすべきではないか。新年度予算編成において、あるべき姿の具体としての最重要施策は何か。また、一括交付金化に伴う影響と体制づくりはどのように行うのか。

## 答弁 1 地域戦略プランを策定 村井市長

基本的には本市の「未来をひらく新たな計画づくり」「生活を優先した事業の推進」「地域経済の活性化」の3点が平成22年度の重点施策である。具体的には、本市の5年先あるいは10年先を見据えた「地域戦略プラン」の策定、生活を優先した事業の推進として市道や上下水道等、生活基盤の整備、更には市内全域を週2回に拡大する可燃ごみ収集、また、景気対策に加えて、雇用対策としての職業訓練講座の実施等も重要施策と考える。

# 堂本財務部長

国の補助金の一括交付金化については、平成23年度からの実施に向けて、現在、政府の「地域主権戦略会議」で検討されている状況である。具体的な内容については未決定なので、今後の状況を注視し、対応していく。

## 質問 2 公共施設での全面禁煙を 実施すべきではないか

三次市健康増進計画を推進しているがその進捗状況はどうか。また、脱たばこ対策において、世界保健機関の条約である「たばこ規制条約」の発効から5年が経過し、受動喫煙禁止から、公共施設等の全面禁煙が発動されたが、三次市でも実現すべきではないか。

## 答弁 2 積極的な取組をしていく 三上福祉保健部長

健康増進計画については、生活習慣病予防、心の健康づくり、介護予防の3つを柱とし、メタボリックシンドローム対策をはじめ8項目の分野で事業を推進している。  
たばこ対策については、積極的な取組をしていきたいと考える。





## 久保井 昭 則



公 明 党

### 質問 1 安心できる 介護施設の整備は

私たち公明党は、昨年、全国の地方議員が介護問題の総点検をした。介護施設が追いつかず入所できない高齢者が増加している現状が浮き彫りになった。本市における今後の介護施設の整備について伺う。

### 答弁 1 計画的に整備する

村井市長

本市では、第4期介護保険事業計画に基づいて、地域密着型の施設を計画的に整備している。



グループホームみらさか

具体的には、平成21年度に民設民営でグループホームを十日市に1箇所と南畑敷町に2箇所、公設民営では作木町に1箇所を整備し、また、小規模多機能型居宅介護施設を民設民営で塩町に1箇所整備している。

平成22年度には、公設民営で川地区にグループホームと小規模多機能型居宅介護施設を併設し、また、三次西小学校の校舎を活用したデイサービス事業所を整備する予定である。

更に、平成23年度には、公設民営で川西地区へ小規模多機能型居宅在宅介護施設を整備するため、平成22年度に設計を行う予定である。

### 質問 2 療育センター設置の考えは

こども発達支援センターに通所されているお子さんの中には、遠く、可部や東広島へ定期的に通っておられる方も多く、三次に療育センターを作ってほしいという声が多い。専門の療育機関設置についての考えは。

### 答弁 2 民間で設置される場合には、積極的に支援する

横光子育て支援部長

療育指導センターは市が設置する計画はない。今後検討する中で、県北地域に療育指導センター設置の意見や要望により、民間で設置される場合には、市としても積極的に支援をしたいと考えている。

## 黒瀬 健 郎



三 起 会

### 質問 1 動き出した 農政転換への対応は

政権交代により、日本の農政・農業は一大転換を迎えようとしている。昭和40年代から米余りで始まった水田の転作事業は、3年ごとに事業名を変え、約40年の歴史を刻んだ。新政権は、現



農作業の風景

在の食料自給率40%を10年後には50%に目標を定め、すべてのコメ販売農家を対象に農業者戸別所得補償制度を打ち出した。旧制度からは180度の転換である。村井市長は大きく変化する農政をどのように舵取りをするのか伺う。

### 答弁 1 関係機関と連携し、 モデル対策に取り組み

村井市長

米の戸別所得補償モデル事業は、生産に要する費用が販売価格を恒常的に上回る米に対しその差額を補てんし、水田農業を継続できる環境に整えることを目的として実施され、本市においても約4億円強の支払が見込まれる。厳しい環境にある水田農業を下支えするものとして期待している。

また、生産調整水田への食料自給率の向上効果が高い麦・大豆等の作付拡大を図る、水田活用自給力向上事業も併せて実施されるが、両事業にはすべての生産者の皆さんが取り組んでいただきたいと考えている。

新たな制度ということもあり、国、JA等関係各機関・団体と連携を強化し、このモデル対策に取り組んでいく。

須山 敏夫



共産党

**質問 1**  
ケースワーカー(生活相談員)を増員する考えはないか

生活困窮が広がる中、三次市でも生活保護世帯が増加している。受給者の暮らしや就労支援など、自立支援のためケースワーカーは重要な役割を担っている。多くの世帯を担当し、広い地域で業務に携わっているケースワーカーを増員する考えはないか。

**答弁 1**  
1名の増員を予定している  
村井市長

職員の配置については、社会情勢の変化や政治課題等の問題を十分見きわめながら検討していきたいと考えている。ケースワーカーについても、全体の中での調整を踏まえての対応となるが、具体的には1名の増員を予定している。それにより、ケースワーカー1人当たりの対象世帯数は、約65世帯程度になると見込んでいる。

**質問 2**  
予防医療を充実し、国保税の引き上げはやめよ

増え続ける医療費を節減するために

は、日常的な保健指導や健康相談などを行う保健師の増員と併せ、病気の早期発見・早期治療につながる予防医療の取組を充実させる必要がある。財源確保の努力をして国保税の引上げはやるべきではないか。

**答弁 2**  
保健師を増員し、予防医療に取り組む  
村井市長

昨年4月の機構改革の中で、各支所に保健師が1名在籍していたものをブロック制に改め、3箇所に複数の保健師を配置した。また、昨年実質的に2名の増員と、保健師の介護保険事務業務からの異動を含め、体制を整備した。国保財政の健全化の意味を含め、予防医療はますます重要になるので、保健師の増員については前向きに検討する。



健康教室

杉原 利明



無所属

**質問 1**  
生産人口減少に伴う介護事業の展望は

向こう25年間、三次市の高齢者人口はほぼ横ばいに推移し、働く世代は約4割減るといデータがある。このような状況で、今後、介護従事者の数の維持、福祉の質の維持が可能と考えるか。

要介護者を出さない、重度に進行させないということが、今後の最重要施策と考える。三次市では介護予防事業の結果が出ておらず、毎年千人前後の市民が新たに要支援・要介護状態になっている。  
明確な目標と計画を立て、新規要支援・要介護認定者を減らす策を講ずるべきではないか。

**答弁 1**  
予防施策を重点的に展開することが必要と考える  
三上福祉保健部長

介護従事者の確保については、全国的に課題となっており、本市においても新たな介護職の確保や介護職員の離職問題に苦慮されている状況がある。平成21年度は介護福祉士受験準備講

座や訪問介護員養成研修を実施して、介護にかかわる人材の育成に努めてきたところである。国は介護報酬の引上げで介護職員の処遇改善への取組を行ったが、今後も条件整備を求めている。  
今後の介護のあり方については、特に介護に至るまでの予防施策を重点的に展開するのが一番必要と考える。



トレーニングマシン巡回指導



# 市政を問う

## その他の質問

沖原議員

**問** 税等の前納奨励金制度の復活を検討すべきでは

**答** 制度の廃止は、合併協議会で  
の合意事項であり、また税負  
担の公平性の確保の観点からも、  
前納報奨金制度の復活は考えてい  
ない。

新家議員

**問** 市長退職金廃止の再提案は

**答** 市長退職手当は、議会で審議  
いただき、昨年6月議会で議  
決いただいたことが結果であると  
受け止めている。

助木議員

**問** 三良坂町長田地区のインター  
チェンジ整備は

**答** 引き続き道路管理者である広  
島県に要望する。

向井殿議員

**問** 事業仕分けの導入を考えてい  
るか

**答** 国、県において実施された事  
業仕分けという手法は導入し  
ていないが、現在取り組んでいる  
行政評価により、その役割を担っ  
ている。

菅議員

**問** 携帯電話の難聴地域の解消は

**答** 下志和地区は、基地局整備  
が完了し、3月2日から運用  
が開始されている。引き続き地元  
の皆様が要望により携帯電話事業  
者と協議していく。

竹原議員

**問** 雇用安定のため職員数の削減  
スピードを緩めては

**答** 市役所も事業所として雇用創  
出の役割を担っているが、今  
後の行財政運営を見据えると正規  
職員の採用を拡大することは困難  
と考える。

**問** 地球温暖化防止策としてグ  
リーンカーテンの導入は

**答** グリーンカーテンは非常に効  
果があると認識している。今  
後、グリーンカーテンを実施され  
ている市内の団体等を広報等で紹  
介し、普及に努める。

**問** 新酒屋保育所の職員配置は

**答** 入所児童数やクラス数に応じ  
て必要な保育士や障害児支援  
などの加配保育士を配置してい  
く。

**問** 新斎場に式場機能はあるのか

**答** いろいろな意見があり、引き  
続き新三次市斎場建設検討委  
員会において、使い便利の良い斎  
場になるよう十分に議論いただ  
き、検討していく。

久保井議員

**問** 市立三次中央病院の医師は確  
保されているのか

**答** 医師数は研修医を含めて57名  
で、診療体制として必要な人  
員の確保はできている。

**問** バイオマスタウン申請は

**答** 太陽光など他の新エネルギー  
とあわせて、引き続き森林バ  
イオマスの普及に努め、地域内で  
具体的な活用策も進めながら、  
策定を検討していく。

**問** 文化、芸術の発信地としての  
文化会館の整備を

**答** 文化会館は文化活動の拠点と  
して必要な施設であり、質の  
高い芸術や文化にふさわしい拠点  
として施設を整備したいと考え  
る。

須山議員

**問** 学校の物品購入は、教育委員  
会で取りまとして発注しては

**答** 教育委員会で取りまとするの  
は効率的であるが、一方で、  
各学校が見積依頼を行い入札機会  
が増えることは、市内業者の支援・  
育成につながるものと考ええる。

# 議会のうごき 2010(平成22)年

- 2月 15日 教育民生常任委員会、議会運営委員会、会派代表者会議
- 16日 第1回臨時会告示、議会運営委員会、議会全員協議会、議員研修会
- 22日 議会運営委員会、第1回臨時会、議員全体会議(議会基本条例)、行財政改革調査特別委員会
- 3月 1日 会派代表者会議
- 2日 3月定例会告示、議会運営委員会、議会全員協議会、広報広聴特別委員会
- 9日 議会運営委員会、3月定例会
- 10日～12日 本会議(一般質問)
- 12日 会派代表者会議
- 15日 予算特別委員会
- 16日～19日 予算特別委員会分科会、各常任委員会
- 18日 議会運営委員会
- 23日 予算特別委員会
- 24日 議会運営委員会、本会議
- 4月 12日 会派代表者会議
- 13日 産業建設常任委員会
- 20日 広報広聴特別委員会
- 23日 広報広聴特別委員会
- 28日 議会運営委員会
- 30日 教育民生常任委員会

# 行政視察受入状況 2010(平成22)年

- 4月13日 山形県山形市  
(きんさいスタジアムの運営状況)
- 16日 岡山県美咲町(公園の管理運営)
- 28日 岡山県新見市(議会基本条例)



## 三次盆地の貴重植物

### サイハイラン

【文・写真】菅 昭和

1枚葉で、黄色を帯びて緑の葉に黄色い斑点があり直ぐに分かります。花茎は5月連休頃から伸び始めます。しかし、花のつぼみ状態から時間がかかり、私は、この写真を撮影するのに7回も見に行きました。サイハイランの開花満開は4～5日しかなく、雨降りや曇りには余り開きません。

**次期定例会は**  
6月15日(火)に開会する予定です。

## 議会を傍聴してみませんか

議会の本会議は、どなたでも傍聴することができます。傍聴される方は、当日傍聴席の入口で傍聴券を受け取って入場してください。車イスを利用される方のスペースも確保しています。

なお、団体の場合はあらかじめ議会事務局へご連絡ください。(TEL 62-6179)

**請願・陳情の提出は**  
6月11日(金)午後5時までに

市政についての意見や要望を直接市議会に提出する制度で、議員の紹介のあるものを請願、ないものを陳情と呼び、どなたでも出すことができます。

## 議会中継をご覧ください

(株)三次ケーブルビジョンにより本会議の様を生放送しています。

また、当日の夜7時からCATV11チャンネルにて、再放送をしています。ぜひご覧ください。

お問い合わせは 議会事務局へ  
TEL 0824-62-6179 FAX 0824-62-6110  
Eメールアドレス  
gikaijimu@city.miyoshi.hiroshima.jp

## あとがき

3月定例会において、喧々諤々と意見が交わされ、新年度予算案は可決し4月よりスタートしました。新斎場建設、三次駅前周辺整備事業など、これから多くの事業が動いていきます。市の活性化が進むよう期待しています。

新三次市となって、早いもので7年目に入りました。平成の大合併も一段落したようです。私たち議会としても市民の皆さまにとって「合併してよかった」といわれるような活動を行ってきたのが、常に問われていると思っています。

3月定例会において、長年の懸案事項であった「議会基本条例」を県内最初に制定しました。この内容は、本号に掲載しています。これから議員一人ひとりの資質の向上、開かれた議会となるよう条例を生かしていくことが、大きな任務といえます。

今後「議会だより」が、皆さまにわかりやすく、親しんで読んでいただけるものとして、委員一丸となって編集・作成をしていく決意です。皆さまのご意見、ご要望をお寄せください。

(平岡 誠)